

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第141号
事故等種類	灯浮標損傷
発生日時	平成26年6月30日 22時00分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港（水島港港内航路第3号灯浮標） 六口島灯標から真方位347°1海里（M）付近 （概位 北緯34°26.87′ 東経133°45.37′）
事故等調査の経過	平成26年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	セメント運搬船 第五陽周丸、4,387トン
船舶番号、船舶所有者等	135890、日本海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 マーキング装置センサー1本に折損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、水島港港内航路を手動操舵により約10ノット（kn）の対地速力で南南東進中、船長が、前方に漂泊して操業中の漁船1隻の灯火を認め、右転して太濃地島と上濃地島間の水路を通過することとし、平成26年6月30日22時00分ごろ、水島港港内航路第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を右舷に見ながら右転した。</p> <p>船長は、本件灯浮標に接触せずに通過できたと思っていたところ、備讃瀬戸海上交通センターから連絡を受け、本船と本件灯浮標とが接触したことを知り、直ちに安全な場所に停船した。</p> <p>本船は、海上保安官の訪船を受け、右舷船尾外板にマーキング装置による塗料の付着を確認した後、山口県徳山下松港に向かった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 西流約1.0～2.5kn</p>
その他の事項	<p>本船は、本事故当時、船長及び甲板手1人が船橋で当直についていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.78m、船尾約5.10mであった。</p> <p>船長は、レーダーを3.5Mレンジとして使用していた。</p> <p>船長は、水島港港内航路を南南東進中、西方に圧流されていると感じていた。</p> <p>船長は、本件灯浮標から約50mを隔てて右転するつもりであった。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、水島港港内航路を南南東進中、前方に操業中の漁船を認め、太濃地島と上濃地島間の水路を通過することとして本件灯浮標を右舷に見ながら右転した際、潮流に圧流されたことから、本件灯浮標に接触し、本件灯浮標が損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、水島港港内航路を南南東進中、本件灯浮標を右舷に見ながら右転した際、潮流に圧流されたため、本件灯浮標に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潮流による圧流を考慮した操船を行うこと。</li> </ul>